

竹原市の給与・定員管理等について

竹原市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び竹原市人事行政の運営等の状況に関する条例第6条の規定に基づき、平成28年度における人事行政の運営等の状況を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H28.1.1 現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	人件費率 (前年度)
平成27年度	27,222 人	12,495,740 千円	86,260 千円	2,223,659 千円	17.8%	18.4%

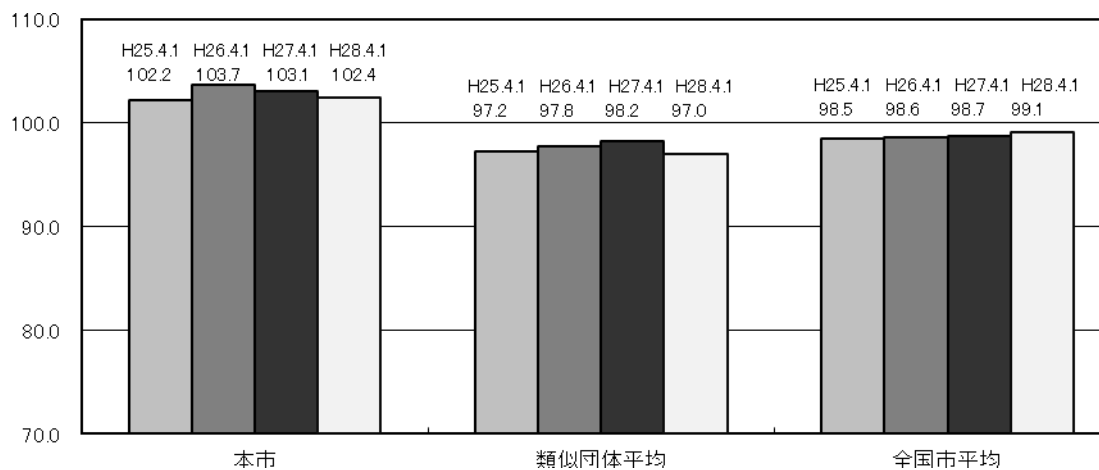
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成27年度	230 人	914,830 千円	130,058 千円	346,049 千円	1,390,937 千円	6,048 千円

【参考】 1人当たり給与費の類似団体平均：5,644 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 H25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。
 ※ 職員の給与制度について、市民の納得と支持が得られる制度として運用していくため、今後においても国及び他の地方公共団体の職員の給与等の状況を考慮し給与制度の見直しを行うとともに、職員の職務意欲の向上と給与水準の適正化を図るため、職務内容等との均衡を図る給与制度の見直しを実施することとしています。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

実施状況	実施済
給料表の改定実施時期	平成27年4月1日
平均引下げ率	平均1.99%を引下げ
経過措置	平成30年3月31日までの間、現給保障を実施

② 地域手当の見直し

実施状況	実施済				
地域手当の改定実施時期	平成27年4月1日 段階的に支給割合を引上げ				
改定内容		平成26年度	平成27年度		平成28年度の支給割合
			4月1日時点	遡及改定後	
	広島市 (在勤地) 国基準 10%	3%	5%	7%	10%
東広島市 (在勤地) 国基準 3%	0%	1%	2%	3%	

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
本市	41.8歳	334,033円	393,791円	358,190円
広島県	44.3歳	342,353円	423,933円	383,500円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	42.4歳	315,946円	372,810円	342,137円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)
本市 (調理員・用務員)	52.2歳	11人	380,691円	395,686円	390,782円
広島県	—	—	—	—	—
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円
類似団体	50.3歳	21人	296,851円	326,387円	309,072円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。

また、(国比較ベース)は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分		本市	広島県	国
一般行政職	大学卒	183,300円	183,300円	176,700円
	高校卒	154,300円	149,000円	144,600円
技能労務職	高校卒	154,300円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区分		経験年数10～15年未満	経験年数15～20年未満	経験年数20～25年未満	経験年数25～30年未満
一般行政職	大学卒	279,256円	327,853円	380,813円	420,229円
	高校卒	*	—	*	*
技能労務職	高校卒	—	—	—	—

※ 「—」は該当職員なしの表示、「*」は該当職員が3人以下(公表を差し控えます。)の表示です。

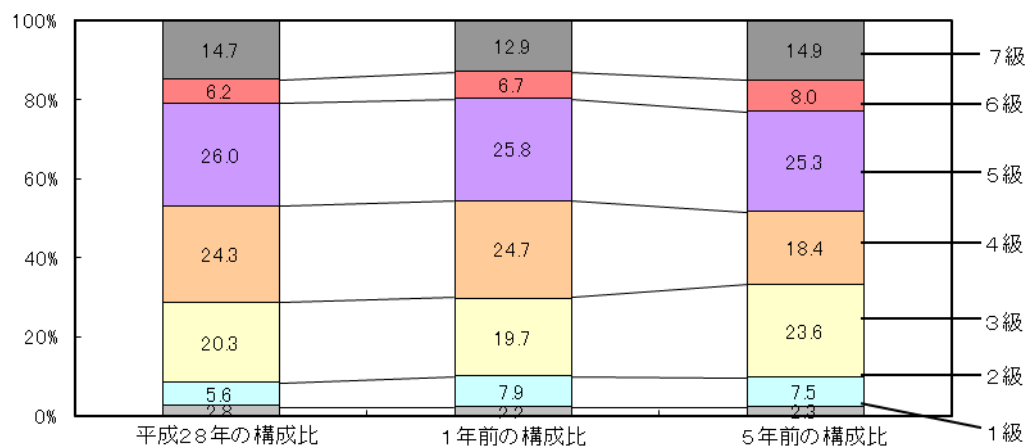
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	5人	2.8%	140,100円	246,100円
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事・技師	10人	5.6%	190,200円	303,000円
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事・技師	36人	20.3%	226,400円	348,800円
4級	主任主事・主任技師	43人	24.3%	259,900円	379,800円
5級	係長・専門員	46人	26.0%	286,200円	391,800円
6級	課長補佐・室長補佐	11人	6.2%	317,000円	409,000円
7級	部長・参事・課長・室長・主査	26人	14.7%	361,300円	443,700円

(注) 1 竹原市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年1月1日における定期昇給においては、評定期間（1年間）の全期間を通して勤務した者について、昇給（標準4号給，55歳以上については2号給）を実施しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

本市	広島県	国
1人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,395千円	1人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,617千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45月分) (0.75月分)	(平成27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45月分) (0.75月分)	(平成27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45月分) (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・職務の級による加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

成績率による差は設けず、一律の支給を行っています。ただし、基準日以前6月以内の期間において、勤務をしなかった期間がある場合、その期間に係る手当は減額しています。

(2) 退職手当 (平成28年4月1日現在)

本市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	27.405月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2~20%			定年前早期退職特例措置 2~45%		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たりの平均支給額 1,778千円 21,150千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

※ 「*」は該当職員が3人以下(公表を差し控えます。)の表示です。

(3) 地域手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)		1,451 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)		241,763 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
広島県広島市	5%	5人	10%

(4) 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)		416 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)		13,432 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成27年度)		12.3%		
手当の種類 (手当数)		5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成27年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務事務に従事する職員の特殊勤務手当	税務課収納係及び徴収事務従事職員	市税の徴収に関する事務に従事	126,000 円	月額 1,500 円 日額 250 円
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当	作業従事職員	感染症患者救護又は家畜伝染病の病原体を有する家畜の防疫作業等に従事	0 円	日額 500 円
行旅病人又は行旅死亡人等の収容に従事する職員の特殊勤務手当	収容従事職員	行旅病人又は行旅死亡人等の収容に従事	0 円	病人の場合は1件 500 円, 死亡人の場合は1件 1,000 円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	生活保護及び高齢者等福祉業務従事職員	福祉事務所に勤務し, 社会福祉事務に従事	261,000 円	月額 1,500 円
死体犬等の処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	作業従事職員	死体犬等の処理作業に従事	29,400 円	1件 150 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成27年度決算)	68,519 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	280,818 円
支給実績 (平成26年度決算)	76,153 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	317,306 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (各年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等, 制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり, 短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外 6,500 円 ・1人 (配偶者なし) 11,000 円 ・特定期間の加算 5,000 円 	同		24,710 千円	228,794 円
住居手当	住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている場合 27,000 円以内	同		20,598 千円	298,518 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 運賃等相当額 ・自動車等の使用者 3,700 円～31,600 円 	異	(国) 自動車等の使用者 2000 円～31,600 円	15,080 千円	99,214 円
単身赴任手当	23,000 円に 6,000 円～45,000 円を加算した額	同		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 <ul style="list-style-type: none"> ・1日 1,900 円 ・半日 950 円 	異	(国) 4,200 円	0 千円	0 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・部長 給料月額×10% ・課長 給料月額×8% ・主査 給料月額×6% 	異	(国) 役職に応じて定額化	10,438 千円	417,503 円
管理職員特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の公務等により週休日、休日等に勤務した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・部長 6,000 円 ・課長 5,000 円 ・主査 4,000 円 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・部長 3,000 円 ・課長 2,500 円 ・主査 2,000 円 	異	(国) 6,000 円～12,000 円	14 千円	2,000 円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	815,000 円	【参考】類似団体における最高／最低額 市長 980,000 円／437,500 円 副市長 794,000 円／512,000 円	
	副市長	665,000 円		
報酬	議長	440,000 円	議長 528,000 円／304,000 円	
	副議長	395,000 円	副議長 449,000 円／264,000 円	
	議員	355,000 円	議員 420,000 円／250,000 円	
期末手当	市長 副市長	(平成28年度支給割合) 4.20 月		
	議長 副議長 議員	(平成28年度支給割合) 4.20 月		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×年数×435/100	14,181,000 円	任期毎
		給料月額×年数×270/100	7,182,000 円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年）を勤めた場合の退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

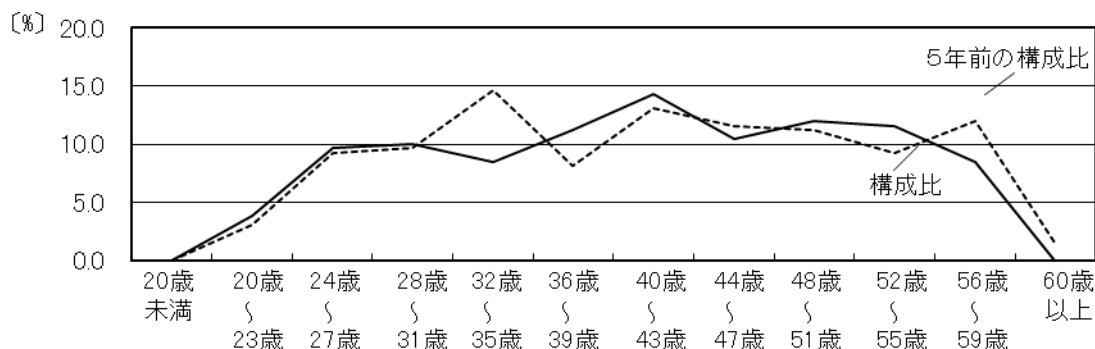
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成27年	平成28年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	3	3		事務の統廃合等に伴う減 業務増加等に伴う増
		総務	51	51		
		税務	16	16		
		労働	1	1		
		農林水産	8	8		
商工		5	5			
土木		26	25	▲1		
民生		72	73	1		
衛生	15	16				
	計	197	198	1	【参考】 人口1万人当たり職員数 73.34人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 63.54人)	
	教育部門	33	32	▲1	事務の統廃合等に伴う減	
	消防部門	—	—	—		
	小計	230	230		【参考】 人口1万人当たり職員数 85.19人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 83.38人)	
会計 部門	公営 企業 等	水道	9	8	▲1	事務の統廃合等に伴う減
		下水道	8	7	▲1	事務の統廃合等に伴う減
		その他	14	14		
		小計	31	29	▲2	
合計			261 [397]	259 [397]	▲2 [397]	【参考】 人口1万人当たり職員数 95.93人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	10人	25人	26人	22人	29人	37人	27人	31人	30人	22人	0人	259人

(3) 職員数の推移

年度 部門別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	193人	200人	199人	197人	197人	198人	5人 (2.6%)
教育	41人	33人	35人	34人	33人	32人	▲9人 (▲22.0%)
普通会計	234人	233人	234人	231人	230人	230人	▲4人 (▲1.7%)
公営企業等 会計	34人	33人	31人	31人	31人	29人	▲5人 (▲14.7%)
総合計	268人	266人	265人	262人	261人	259人	▲9人 (▲3.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業(水道事業)職員の状況

(1) 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	26年度の総費用に 占める職員給与費比率
27年度	718,571千円	134,972千円	85,898千円	8.4%	12.5%

(注) 資本勘定支弁職員については、該当者はありません。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	9人	46,482千円	15,016千円	9,430千円	70,928千円	7,881千円

【参考】 市町村平均1人当たり給与費：6,190千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
本市(水道事業)	46.6歳	378,975円	656,743円
本市(一般行政職)	41.8歳	344,341円	520,783円
市町村平均(水道事業)	44.7歳	346,797円	514,785円

(注) 1 基本給は、給料及び扶養手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末手当・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

本市（水道事業）	本市（一般行政職等）
1人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,556千円	1人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,524千円
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分)	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分)
勤勉手当 1.60月分 (0.75月分)	勤勉手当 1.60月分 (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・職務の級による加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・職務の級による加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当（平成28年4月1日現在）

本市（水道事業）			本市（一般行政職等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	27.405月分	勤続20年	20.445月分	27.405月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置		2%～20%	定年前早期退職特例措置		2%～20%
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たりの平均支給額	—	*	1人当たりの平均支給額	1,778千円	21,150千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

※ 「—」は該当職員なしの表示、「*」は該当職員が3人以下（公表を差し控えます。）の表示です。

③ 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）	0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	0円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	—	—	5%（広島市）

④ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）	51千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	8,500円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）	66.7%			
手当の種類（手当数）	1種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成27年度決算）	左記職員に対する支給単価
現場手当	作業従事職員	送、配水管等破損による緊急を要する復旧作業等に從事	51,000円	1回1,000円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	6,171 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	617,100 円
支給実績（平成26年度決算）	4,477 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	447,700 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑥ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職等の制度との異同	一般行政職等の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外 6,500 円 ・1人（配偶者なし） 11,000 円 ・特定期間の加算 5,000 円 	同		726 千円	181,500 円
住居手当	住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている場合 27,000 円以内	同		894 千円	298,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 運賃等相当額 ・自動車等の使用者 3,700 円～31,600 円 	同		843 千円	168,600 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 <ul style="list-style-type: none"> ・1日 1,900 円 ・半日 950 円 	同		0 千円	0 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・部長 給料月額×10% ・課長 給料月額×8% ・主査 給料月額×6% 	同		854 千円	427,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の公務等により週休日、休日等に勤務した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・部長 6,000 円 ・課長 5,000 円 ・主査 4,000 円 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・部長 3,000 円 ・課長 2,500 円 ・主査 2,000 円 	同		14 千円	14,000 円

8 職員の任免に関する状況

(1) 職員の採用状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

職 種	受験者数			採用者数			前年度 採用者数
	男性	女性	計	男性	女性	計	
一 般 事 務 職	19人	8人	27人	4人	2人	6人	4人
技 術 職	11人	0人	11人	4人	0人	4人	2人
保 育 士	—	—	—	—	—	—	3人
幼 稚 園 教 諭	—	—	—	—	—	—	—
計	30人	8人	38人	8人	2人	10人	9人

(2) 職員の退職等の状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

区 分	人 数	前年度人数
定 年 退 職	5人	6人
勸 奨 退 職	0人	1人
普 通 退 職 等	6人	5人
計	11人	12人
再 任 用 職 員	5人	6人

(注) 1 定年退職：地方公務員法（以下「地公法」という。）第28条の2第1項の規定により離職すること。また、地公法第28条の3第1項の規定により勤務が延長され、その後離職する場合も含まれます。

2 勸奨退職：任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて退職すること。

3 普通退職等：自己都合等により退職すること。

4 再任用職員：定年退職者等で再任用された職員

9 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入）（平成28年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているもの。

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成27年1月1日～12月31日）

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C	取得率 B/A
7,952.0日	1,645.2日	202人	8.1日	20.7%

(注) 1 「全対象職員数」とは、平成27年1月1日から12月31日までの全期間を在職した市長部局に属する一般職員で、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものとする。
2 「総付与日数」とは、平成27年1月1日現在において各職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）を全対象職員にわたって合計したものをいう。

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの 時間外・休日勤務月平均時間数
32,659時間	11.5時間

(注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数。
2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員（管理職を除く）数で除したものの。

(4) 特別休暇の内容（平成28年4月1日現在）

区 分	期 間 等
職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間

<p>職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	1の年において5日の範囲内の期間
8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
妊娠中又は出産の日後1年以内の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週（第6月末）までは4週間に1回、妊娠満24週（第7月）から満35週（第9月末）までは2週間に1回、妊娠満36週（第10月）から出産までは1週間に1回、出産の日後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれについてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
妊娠中の女子職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間
生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回（短時間勤務職員の勤務時間が4時間以下の日にあつては1回）それぞれ30分以内の期間（男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの子の号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	市長が定める期間内における2日の範囲内の期間
小学校の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき	1の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の市長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められるとき	1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
職員の親族（別に定める親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ定める連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後市長の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間

地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

10 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

〔単位：人〕

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号第2項第1号	0	0	2		2
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			0		0
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2項	0	0	0	0	0
計		0	0	2	0	2

(2) 懲戒処分者数（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

〔単位：人〕

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	1	0	0	1	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	0	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	0	0	0	0
計		0	1	0	0	1	1

(注) 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、嚴重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

1.1 職員の服務の状況

営利企業等の従事許可の状況（地方公務員法第38条関係）
（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

区 分	人（件）
許可人数（許可件数）	44人（4件）

（注） 営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいいます。

1.2 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

（1）研修の実施状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

機関別研修	本年度参加者数	前年度参加者数	備 考
ひろしま自治人材開発機構等	70人	71人	自治総合研修センター等
独自研修	799人	686人	
計	869人	757人	

（2）職員の勤務成績の評定の状況（地方公務員法第40条）
（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

① 勤務評定の実施状況

実施の有無	導入時期
有	平成16年度

② 勤務評定の活用分野

活用区分		活用	未活用
任用管理	昇任・昇格	○	
	配置転換	○	
	降任・免職		○
人材育成			○
給与上の処遇	昇給		○
	勤勉手当		○

③ 実施している勤務評定の概要

担当業務に関して目標や課題を明確にし、計画的・主体的に職務を遂行する意識を醸成し、行政課題の積極的な解決と職務を通じた能力開発を促進するための目標管理制度を管理職員に対し実施しています。

昇任・昇格時においては、所属長による勤務成績の評定をもとに行っておりますが、判定の尺度や基準の明確化に努めます。また、人事評価制度について、平成27年度に試行を行い、平成28年度から本格導入を実施しています。

13 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 衛生管理体制（平成28年度）

区 分	設置事業場数及び選任者数
衛生委員会	1箇所
産 業 医	委託契約により対応（1名）

(2) 職員の福利厚生事業の状況

① 互助会加入の状況（平成28年4月1日現在）

互助会名	加入者
広島県市町村職員共済互助会	255人（市長，副市長，教育長を含む。）
広島県教育職員互助組合	7人

② 健康診断等の状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

事 業 名	内 容	受診者数
義務的健康診断事業	一般定期健康診断	45人
	VDT 検診	0人
生活習慣病予防対策事業	人間ドック	190人
	大腸がん・乳がん等の検診	18人

③ その他の福利厚生事業の状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

内 容	事業実績
職員福利厚生補助金 （平成27年度決算）	1,569,800円（内水道事業 96,800円）

(3) 公務災害等の認定状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日） [単位：件]

区 分	市長部局等	教育委員会	公営企業	計
公務災害	1	0	0	1
通勤災害	0	0	0	0
計	1	0	0	1

